

Japanese Practice News

KPMG Global Japanese Practice (Taiwan firm)

Sept 2024 | No. 8



財政部による「営利事業所得基本税額徴収率」改正草案の予告

OECDが2020年に2本の柱からなるBEPS2.0案の声明を発表して以来、世界各国は第2の柱「15%グローバルミニマム課税制度」に対して急速なスピードで立法を進めています。台湾近隣諸国の韓国、日本及び主要投資先であるベトナムが2024年に一斉に実施し、マレーシア、タイ、シンガポールも2025年から実施すると宣言しています。このような状況の中、財政部は8月28日、「営利事業所得基本税額徴収率」の改正草案を予告しました。

KPMGの見解

財政部の予告内容によると、2025年度からグローバルミニマム課税制度(Global Minimum Tax, GMT)の基準を満たす多国籍企業グループの台湾国内における営利事業者に適用される営利事業所得基本税額(以下、AMT)を12%から15%に引き上げ、その他は12%を維持するとされています。

財政部法案の予告草案によると、OECDが定めた第2の柱の基準要求に基づき、前4事業年度のうち、少なくとも2事業年度のグループ連結財務諸表における収益がともに7.5億ユーロを超過する多国籍企業は適用範囲に含まれます。OECDによる公布の付属文書でも、最終親会社及び台湾国内の営利事業者の会計年度が異なる場合、企業が分割する場合の適用基準、及び合併買収する場合の収益連結方法が説明され、その他の企業のAMT徴収率については依然として12%を維持するとされています。台湾の多くの中小企業においては、今回の予告は税率の一律引き上げの影響を受けないと考えられます。

また、台湾AMTの15%への引き上げは、多国籍大企業の税負担を全面的に増加させるものではありません。租税優遇や所得免税により一般所得税額が基本税額を下回らない限り、基本税額と一般所得税額との差額を納付する必要はなく、既に一般所得税額を納付している企業であれば、営利企業基本税額徴収率の引き上げの影響を受けないと考えられます。

財政部が予告した短期的なAMT税率の引き上げは、多国籍企業が他国に最大15%までの追徴課税を支払わなければならないリスクを軽減するものであり、中長期的には、財政部が以前のプレスリリースで発表したように、国際基準に沿った適格国内ミニマムトップアップ税(QDMTT)とグローバルミニマム課税制度の導入の評価待ちです。

多国籍企業又は在台外国企業を問わず、台湾税法令の最新動向を考慮する必要があります。法案通過後の企業財務及び税務面への影響を軽減するほか、グループの投資構造又はグローバルサプライチェーンの分配計画をさらに調整するための時間的余裕を得るため、今回の台湾法案の予告を機に各グループ構成企業の財務会計の人的リソースが十分であるか否かを確認するようご検討ください。

作者

税務投資部

パートナー 丁傳倫

執行副総経理 廖月波



KPMG Taiwan Network

台北事務所

主要聯絡人

台北市 110615 信義區
信義路 5 段 7 號 68 樓

T +886 2 8101 6666 (代表)
F +886 2 8101 6667

新竹事務所

新竹市 300091 東區
科學園區展業一路 11 號

T +886 3 579 9955
F +886 3 563 2277

台南事務所

台南市 700002 中西區
民生路 2 段 279 號 16 樓

T +886 6 211 9988
F +886 6 6229 3326

台中事務所

台中市 407059 西屯區
文心路二段 201 號 7 樓

T +886 4 2415 9168
F +886 4 2259 0196

高雄事務所

高雄市 801647 前金區
中正四路 211 號 12 樓の6

T +886 7 213 0888
F +886 7 271 3721

Contact us

Partner

李 宗霖

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:02337
E johnnylee@kpmg.com.tw

陳 彥富

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:02909
E byronchen@kpmg.com.tw

柯 有聰

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:16592
E jasonko1@kpmg.com.tw

林 琇宜

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:02587
E slin1@kpmg.com.tw

友野 浩司

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:06195
E kojitomon@kpmg.com.tw

記帳部門

記帳代行、個人所得稅、給与計算等

蔡 文惠

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:00584
E etsai@kpmg.com.tw

登記部門

会社設立、VISA申請

李 美儀

協理

T +886 2 8101 6666 內線:02340
E migilee@kpmg.com.tw

日本人顧問

平野 健史

T +886 2 8101 6666 內線:19794
E thirano1@kpmg.com.tw

宇賀神 卓也

T +886 2 8101 6666 內線:22374
E takuyaugajin@kpmg.com.tw

kpmg.com/tw/jp

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

© 2024 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Public

発行責任者：陳彥富統括 / KPMG台湾

